

項目削除

04.13

無効審判、訂正審判及び商標登録取消
審判の指定期間の取扱い

無効審判及び商標登録取消審判の審理期間は、（１）特許庁内の実体審理・事務処理に要する期間、（２）審判請求人による応答期間、（３）権利者（被請求人）の応答期間の３つの期間から構成されている（訂正審判については（１）と（２）から構成されている。）。

審理の迅速化のためには特許庁内部の手続の合理化と併せ当事者の応答期間の合理化を図る必要がある。そこで、手続の種類や性質に応じて合理的な応答期間を設定し、これを「標準指定期間」（表１）として取り扱う。

また、「職権又は請求による延長」（表２）についても、統一的運用を定め取り扱う。

なお、無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の確定審決に対する再審についても同様とする。

表１：標準指定期間等

手続の種類等 (実質的な攻撃防御に係るもの)	国内居住者	在外者
1. 権利者の第１回目の法定の答弁書提出のための指定期間（特１３４条１項 ^{※1} 、実３９条１項）	(特許・旧実) 60日 (新実) 30日 (意・商) 40日	(特許・旧実) 90日 (新実) 60日 (意・商) 70日
2. 請求理由の要旨変更補正が許可された場合の権利者の第２回目以降の法定の答弁書提出のための指定期間（特１３４条２項 ^{※2} 、実３９条２項）	(特許・旧実・新実・意) 30日	(特許・旧実・新実・意) 50日
3. 権利者の施行規則上の答弁書提出のための指定期間（特施規４７条の２第１項 ^{※3} ）	(各法共通) 30日	(各法共通) 50日

方式審査便覧

04. 13

4. 権利者の第1回目の法定の答弁書提出のための指定期間の再適用（特134条1項 ^{*1} 、実39条1項）	（各法共通） 30日	（各法共通） 50日
5. 無効審判請求人及び取消審判請求人の弁駁書提出期間（特施規47条の3第1項 ^{*3} ）	（各法共通） 30日	（各法共通） 50日
6. 職権審理結果の通知（無効理由通知）における意見申立のための指定期間（特153条2項 ^{*4} ）	（各法共通） 30日	（各法共通） 50日
7. 訂正請求についての訂正拒絶理由通知における意見申立のための指定期間（特134条の2第3項）	（特許・旧実） 30日	（特許・旧実） 50日
8. 訂正審判の訂正拒絶理由通知における意見書提出のための指定期間（特165条）	（特許・旧実） 30日	（特許・旧実） 50日
9. 職権証拠調べ結果の通知における意見申立のための指定期間（特150条5項 ^{*4} ）	（各法共通） 30日	（各法共通） 50日
10. 審尋に対する回答期間（特134条4項 ^{*5} 、実39条4項）	（各法共通） 15日程度	（各法共通） 25日程度

手続の種類等 （既に準備が整っているもの）	国内居住者	在外者
11. 特許維持審決の取消判決による再係属の無効審判の審理開始時における訂正請求のための指定期間（特134条の3第1項）	（特許・旧実） 10日	（特許・旧実） 10日
12. 差戻し決定による再係属の無効審判の審理開始時における訂正請求のための指定期間（特134条の3第2項）	（特許・旧実） 10日	（特許・旧実） 10日

手続の種類等 （攻撃防御と直接関係しないもの）	国内居住者	在外者
13. 無効審判請求書の請求理由の要旨を変更する補正についての権利者の同意の確認通知における指定期間（特施規47条の4第1項 ^{*6} ）	（特許・旧実・新実・意） 10日	（特許・旧実・新実・意） 10日

14. 参加申請に対する意見申述のための指定期間（特149条2項 ^{*4} ）	（各法共通） 15日	（各法共通） 25日
15. 方式に係る補正指令の指定期間（特133条1項 ^{*4} 、2項 ^{*4} ）又は却下理由通知における弁明書提出のための指定期間（特133条の2第2項 ^{*4} ） ・料金不足の場合 ・委任状不備の場合 （委任者又は代理人が複数の場合） ・無効審判請求書の請求理由の記載要件違反の場合（特131条2項 ^{*2} 、実38条2項） ・その他の方式要件違反の場合	（各法共通） 10日 10日 20日 （特許・旧実・新実・意） 30日 （各法共通） 20日	（各法共通） 10日 20日 30日 （特許・旧実・新実・意） 30日 （各法共通） 20日
16. 手続の受継命令における受継のための指定期間（特23条1項 ^{*7} ）	（各法共通） 事情を考慮した 適宜期間	（各法共通） 事情を考慮した 適宜期間
17. その他施行規則に規定されている手続期間（特施規50条3項ただし書、50条の8第1項、58条の2第1項ただし書、58条の17第3項、60条1項等 ^{*8} ）	（各法共通） 事情を考慮した 適宜期間	（各法共通） 事情を考慮した 適宜期間

手続の種類等 （特に短い期間指定で足りるもの）	国内居住者	在外者
18. 標準指定期間より短い期間指定 ・口頭審理等において後日提出することとされた手続書類について、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意した場合 ・計画審理等において、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意している場合 ・事案の内容・性質からみて、標準指定期間よりも短い期間で当事者が対応できると認められる場合 ・事件が相当程度熟した局面において攻撃防御の提出のための期間を指定する場合であって、当事者がまったく新たな攻撃防御方法を準備するとは考えに	（各法共通） 審判長は、上記の各標準指定期間よりも短い期間であって個々の事情を勘案して相当と認めるものを、指定期間とすることができる。	（各法共通） 審判長は、上記の各標準指定期間よりも短い期間であって個々の事情を勘案して相当と認めるものを、指定期間とすることができる。

<p>くいとき</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・特に迅速な審理の進行が必要な場合 ・審判の両当事者間での侵害訴訟において、審判で申し立てられた無効理由に基づく権利濫用の抗弁を巡る攻撃防御が既になされているために、短い期間で当事者が対応できると認められる場合 ・差戻し決定により再係属した無効審判の審理開始時の訂正請求期間の後に、無効審判請求人に弁駁機会を与える場合の弁駁書の提出期間（出訴後90日以内に請求した訂正審判の内容等を訴訟の過程で知っているため。） ・特許無効審決の取消判決により再係属した無効審判において、審理開始時に無効審判請求人に弁駁書の提出機会を与える場合（訂正がないため審理対象が変更されておらず、しかも原審判と訴訟の過程で主張立証を尽くしているため。） ・商標登録を取消す旨の審決の取消判決の確定により再係属した取消審判において、審理開始時に取消審判請求人に弁駁書の提出機会を与える場合（原審判と訴訟の過程で主張立証を尽くしているため。） 		

<p>手続の種類等 （日本国内の交通不便地）</p>	<p>国内居住者</p>	<p>在外者</p>
<p>19. 日本国内の交通不便の地（下記の別表参照）にある者についての標準指定期間</p>	<p>（各法共通） 上記の各標準指定期間に一律15日を加えた期間を標準指定期間とする。</p>	<p>適用なし</p>

別表：交通不便の地

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

※¹ 特134条1項：特174条2項（実45条1項、意58条4項、商61条（商68条5項において準用）、商附則20条において準用）、意52条、商56条1項（商68条4項において準用）、商附則17条1項において準用

※² 特131条2項、134条2項：意52条において準用

※³ 特施規47条の2第1項、47条の3第1項：実施規23条11項、意施規19条7項、商施規22条8項において準用

※⁴ 特133条1項、2項、133条の2第2項、149条2項、150条5項、153条2項：実41条、意52条、商56条1項において準用

※⁵ 特134条4項：意52条、商56条1項において準用

※⁶ 特施規47条の4第1項：実施規23条11項、意施規19条7項において準用

※⁷ 特23条1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

※⁸ 特施規50条3項ただし書、50条の8第1項、58条の2第1項ただし書、58条の17第3項、60条1項等：これらを、実施規23条11項、意施規19条7項、商施規22条8項において準用

表2：指定期間等の職権又は請求による延長

<p>審判長の職権による延長 (特5条1項)</p>	<p>(各法共通、国内居住者・在外者共通)</p> <p>指定期間の職権による延長は原則として行わない。ただし、下記の(1)又は(2)の場合において所定の要件を満たすときに限り、指定期間を職権延長できる。</p> <p>(1) 標準指定期間より短い指定期間だった場合 <u>延長後の指定期間は標準指定期間を限度とする。</u></p> <p>(ア) その指定期間が標準指定期間より短いものであったこと(表1の18.)。</p> <p>(イ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、標準指定期間程度の期間が必要である合理的かつ具体的な理由を示した上申書が提出されたこと。</p> <p>(ウ) 上申書等の内容からみて、標準指定期間程度の指定期間とすることが相当であったと認められること。</p> <p>(2) 証拠等の量や性質に起因して長期の応答期間を要する場</p>
--------------------------------	---

	<p>合 <u>延長後の指定期間は標準指定期間＋30日を概ねの限度とする。</u>ただし、商標登録取消審判において被請求人が在外者の場合において国内居住者と比較して相当の期間を要する合理的な事情があるときは、第1回目の法定の答弁書提出のための指定期間については標準指定期間＋50日を概ねの限度とする。</p> <p>(ア) 当事者が実質的な攻撃防御を行うための応答期間（表1の1.～10.）であること。</p> <p>(イ) 「自己提示の証拠の収集」の場合は、指定期間に実験成績証明書その他の証拠を提出する必要性と、証拠収集活動に極めて長い期間を要する必然性の双方が認められること。「相手方提示の証拠の分析」の場合は、相手方が提示した証拠の量が膨大（数百頁）であったり、証拠の性質が極めて複雑高度であり、その証拠の分析と防御方法の準備に極めて長い期間を要する必然性が存在すること。</p> <p>(ウ) 「自己提示の証拠の収集」の場合における無効審判請求人の応答期間（弁駁機会等）の延長については、請求理由の補正の制限に違反する証拠の提出を目的とするものでないこと。</p> <p>(エ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、下記の事項を記載した上申書を提出したこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由。（「自己提示の証拠の収集」の場合は、立証事項、主張との関係、証拠収集活動の内容、長期間を要する具体的理由等。「相手方提示の証拠の分析」の場合は、証拠の膨大さ・複雑高度さ、分析に長期間を要する具体的理由等。） ・必要とする延長期間の特定。 ・必要とする延長期間が合理的なものである具体的理由。 <p>(オ) 上申書等の内容からみて、期間を延長することが適当と審判長が認めること。</p>
<p>手続者の請求による延長（特5条1項、195条1項1号）</p>	<p>（特許・旧実のみ適用、国内居住者・在外者共通）</p> <p>指定期間の請求による延長は原則として行わない（各法共通）。ただし、請求が下記の条件を満たす場合は、審判長は、その請求に基づき指定期間を延長することができる（特許・旧実のみ適用）。<u>延長後の指定期間は、標準指定期間＋20日を概ねの限度とする。</u></p>

	<p>(1) 指定期間の経過後は、特許権者が訂正請求の提出又は訂正請求書に添付した訂正明細書等の補正をすることが法律上制限されるような指定期間についての延長請求であること。 (すなわち、法定の答弁書提出のための指定期間(表1の1.、2.4.)、無効理由通知に対する意見申立期間(表1の6.)、訂正請求の訂正拒絶理由通知に対する意見申立期間(表1の7.)、再係属の無効審判の審理開始時の訂正請求のための指定期間(表1の11.、12.)についての延長請求に限られる。)</p> <p>(2) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が下記の事項を記載した期間延長請求書(特5条1項、特施規4条の2)を提出し、所定の手数料を支払ったこと(特195条1項1号)。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由(手続者及び代理人の責めに帰することができない理由等)。・ 請求する延長期間の特定。・ 請求する延長期間が合理的なものである具体的な理由。 <p>(3) 期間延長請求書の内容からみて、期間を延長することが適切と認められること。</p>
--	--

(改訂平成23・11)